

公立大学法人滋賀県立大学研究に関する倫理審査委員会専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 公立大学法人滋賀県立大学研究に関する倫理審査委員会規程第10条第2項の規定に基づき、看護学系研究倫理専門委員会および人権・個人情報倫理専門委員会を置く。

(審議事項等)

第2条 看護学系研究倫理専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

(1) 看護研究における倫理指針に基づき審議を行う看護学系研究の実施計画およびその成果の公表計画の倫理に関すること。

(2) その他人間を対象とした看護学系研究における倫理のあり方に関する必要な事項

2 看護学系研究倫理専門委員会は、前2号の審議を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究の対象となる者の個人情報の保護

(3) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

(4) 研究によって生ずる個人への不利益および危険性

(5) 学問領域に対する貢献の予測

第3条 人権・個人情報倫理専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

(1) 人間を対象とした研究の実施計画およびその成果の公表計画の個人情報保護、人権の擁護およびインフォームド・コンセントに対する適合性に関すること。

(2) その他人間を対象とした研究における個人情報保護等の倫理のあり方に関する必要な事項

2 前条第2項の規定は、前項の人権・個人情報倫理専門委員会の審議に準用する。

(組織)

第4条 専門委員会の委員は、研究に関する倫理審査委員会委員の中から委員長が任命する。

(座長)

第5条 専門委員会に座長を置き、研究に関する倫理審査委員会委員長をもって充てる。

2 座長は、専門委員会の結果をとりまとめ、研究に関する倫理審査委員会に報告するものとする。

(会議)

第6条 座長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

(審査の判定等)

第7条 審査の判定は、出席した委員全員の合意をもって決するところによる。

2 前項による審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更後再審査

(4) 不承認

(5) 非該当

3 審査の経過および判定は、記録として保存する。

4 条件付承認の判定を受けた申請者は、座長の指示する時期までに修正した実施計画審査申請書(様式第1号)を座長へ提出するものとする。

5 座長は、前項の申請書の内容が適当と判断したときは、専門委員会の審議にかえて承認の判定を行うことができるものとする。

6 座長は、前項により承認と判定したときは、その結果を次回開催の専門委員会に報告するものとする。

7 変更後再審査の判定を受けた申請者は、修正後、再度審査を受けることができる。

(委員以外の出席)

第8条 座長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 専門委員会の事務は、事務局経営企画グループにおいて行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年4月4日から施行する。